資料５

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

放課後児童クラブの来所・帰宅経路の安全点検の実施結果について（令和４年３月末時点）

令和４年６月28日

厚生労働省 子ども家庭局子育て支援課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

放課後児童クラブの来所･帰宅経路の安全点検の実施結果について

調査内容

○　令和３年６月の千葉県八街市の事故を受けて開催された「交通安全対策に関する関係閣僚会議」において取りまとめられた「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策」等を踏まえ、**令和３年10月、全国の自治体に対して放課後児童クラブの来所･帰宅経路の安全点検を実施**。

※　通学路と重なる来所・帰宅経路については、令和３年７月９日付けの文部科学省、国土交通省及び警察庁の３省庁が連携して作成された「通学路における合同点検等実施要領」に基づき、合同点検を実施しているため、放課後児童クラブは、学校の通学路と重ならない経路についての安全点検を実施。また、保護者による送迎を義務としているなど、利用児童の来所・帰宅時において安全確保が図られている場合も安全点検の対象外とした。

○　令和４年３月末までに回答のあった1,625市町村（25,451クラブ）における来所･帰宅経路の設定状況や安全点検の実施状況等の集計結果については、以下のとおりとなっている。

（参考）放課後児童クラブ実施市町村数　　1,624市町村（26,925クラブ）令和３年５月１日時点）

調査結果の概要と結果を踏まえた対応

①令和４年３月末までに報告のあった25,451クラブのうち、**3,882クラブ（※）で来所・帰宅経路の安全点検を行い、幹線道路の抜け道になっていて大型車の進入が多い箇所などの危険と考えられる箇所が5,750箇所発見**された。

※残り21,569クラブは来所・帰宅経路が全て通学路と重なる、保護者による送迎を義務としているなど、今回の安全点検を不要としたクラブ

＜結果を踏まえた対応＞

危険と考えられる箇所に対しては、**各自治体・クラブにおいて「利用児童や保護者に対する注意喚起」「職員等の見守り」「看板の設置」などを進めている**。厚生労働省においては、未対応の箇所がないよう、各自治体にあらためて注意喚起を実施（令和4年4月5日に厚生労働省から各自治体に通知）。

②令和4年３月末までに報告のあった1,625市町村のうち、**442市町村（27.2%)において、各市町村の学校、教育委員会、警察、道路管理部局等から構成される通学路の安全確保に向けた推進体制に、放課後児童クラブ担当部局等が参画**していた。

＜結果を踏まえた対応＞

危険と考えられる箇所に対して、警察や道路管理部局とも連携した対策が円滑に進むよう、厚生労働省においては、文部科学省等とも連携し、**放課後児童クラブ担当部局等の推進体制への参画を積極的に検討するよう各自治体にあらためて依頼**（令和4年4月5日に厚生労働省から各自治体に通知）。

※現在各自治体に対してフォローアップを実施中。